

「令和4年度日本文化のグローバル展開の推進に資する「新たな価値」の発信に係る準備事業」
仕様書

1 委託業務の趣旨・概要

日本文化のグローバル展開を推進するため、メディアアートやポップカルチャー（ファッションやマンガ、アニメ、ゲーム等）を中心に、西洋美術史とは異なる文脈から「新たな価値」を形成し、世界に向けて発信していくことを目的とした、国際的なアートフェスティバルの開催等の取組を持続的に行っていく必要がある。そのための基本的なコンセプトを検討するとともに、連携が必要となる国内外の関係機関や関係者との協力体制を構築する。

※ 国際的なアートフェスティバルの開催等の取組は、令和7年度を目途に開始するものと想定

2 委託業務の範囲

受託者は、本委託業務に係る下記の業務を行うものとする。

- (1) メディアアートやポップカルチャー（ファッションやマンガ、アニメ、ゲーム等）を中心に、西洋美術史とは異なる文脈から「新たな価値」を形成し、世界に向けて発信していくための仕組み、国際的なアートフェスティバルの開催等の取組や、運営体制等を含むコンセプトの作成
- (2) 上記(1)のコンセプトをふまえた国際的なアートフェスティバルの開催等の取組をR7年度に実施するための業務計画案の作成
- (3) 上記(1)のコンセプトに基づく国際的なアートフェスティバルの開催等の取組を実施するために連携が必要となる国内外（特にアジア）の関係機関・関係者のリストの作成
- (4) 上記(3)の関係機関・関係者に対する協力や参加の依頼、コンセプトへの意見の聴取等を通じた協力体制の構築

3 報告書

- (1) 事業の進捗については、文化庁に随時報告するとともに、報告書を提出すること。
- (2) 2(1)～(4)の作成内容・実施結果を総括する委託業務成果報告書を作成すること。

4 著作権、成果物等の取扱い

- (1) 本事業の実施に当たり発生した著作権、成果物等については、原則として文化庁に帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。

5 成果物

委託業務成果報告書…紙媒体10部（簡易冊子で可）及び電子媒体（PDF、電子メールにて提出）

6 成果物の納入期限・場所

(1) 納入期限 令和5年3月31日

(2) 納入場所 〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化経済・国際課グローバル展開推進室

bunka-global@mext.go.jp